

別紙 2

【介護支援専門員 利用料金】

- ・居宅介護支援費：要介護 1・2 10,860 円／月、 要介護 3・4・5 14,110 円／月
特定事業所加算 I + 特定事業所医療介護連携加算 6,440 円／月

※居宅介護サービスの利用に向け退院時にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合にも居宅介護支援の基本報酬を算定します。

- ・初回加算：3,000 円
新規の利用者及び介護区分が 2 段階以上の変更認定を受けた場合
- ・入院時情報連携加算：（Ⅰ）2,500 円／月 （Ⅱ）2,000 円／月
病院又は診療所に入院する利用者につき、必要な情報を提供した場合
- ・退院・退所加算：1 回 4,500 円～3 回 9,000 円
退院又は退所にあたり連携を行った場合（連携の段階や内容に応じて評価）
- ・ターミナルケア加算：4,000 円／月
ターミナル期におけるケアマネジメントを行った場合
- ・通院時情報連携加算：500 円／回
通院に同行し医師から情報提供を受けた場合

*保険料滞納により法定代理ができなくなった場合、月ごとの精算とし毎月前月分の請求を致しますので、7 日以内にお支払いください。お支払い確認後、当院からサービス提供証明書を発行致します。この証明書を各市町村の介護保険の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。